

各 位

会 社 名 株式会社 カルラ 代表者名 代表取締役社長 井上 善行 (東証スタンダード・コード番号: 2789) 問い合わせ先 専務取締役 伊藤 真市

(TEL: 022 - 351 - 5888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 20 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を 2022 年 5 月 25 日 開催予定の第 50 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(参考書類等のインターネット開示)	
第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、	
連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべ	
き事項に係る情報を、法務省令の定めるところ	(削除)
により、インターネットで開示することができ	
<u> 3.</u>	

現 行 定 款	変 更 案
	(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類等の内容である情報に
(新設)	ついて、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省
(79/1 FX)	2 当会性は、電子促放指電事気のプラ伝統省
	て、議決権の基準日までに書面の交付を請
	求した株主に対して交付する書面に記載
	<u>することを要しないものとすることがで</u>
	<u>きる。</u>
	<u>附則</u>
	1.変更前定款第 15 条の規定の削除および
	変更後定款第 15 条の規定の新設は、「会
	社法の一部を改正する法律」(令和元年
	法律第70号)附則第1条ただし書きに定
	<u>める施行日(以下、「施行日」という。)</u> から効力を生ずるものとする。
(新設)	2.施行日から次の定めを有するものとす
(A) EX./	る。当会社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類、事業報告、計算書類
	および連結計算書類に記載または表示
	をすべき事項に係る情報を、法務省令に
	定めるところに従いインターネットを
	利用する方法で開示することにより、
	株主に対して提供したものとみなすこ
	とができる。なお、本定めは、施行日か
	ら6ヵ月を経過した日、もしくは施行日
	から6ヵ月以内に開催する最後の株主
	総会の日から3ヶ月を経過した日のい ずれか遅い日まで効力を有するものと
	する。
	3.本附則は、前項で定めるいずれか遅い日
	をもってこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月25日 定款変更の効力発生日

2022年5月25日